

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約の締結は、当該事業に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和7年2月19日

分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 柏木 健悦

1 競争に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号1号 油類単価供給（由利森林管理署）

入札番号2号 油類単価供給（矢島森林事務所）

(2) 調達品の品名、品質規格、数量等

別紙「仕様書1号」、「仕様書2号」による。

(3) 契約日時 令和7年度予算成立後において、遅滞なく締結する。

(4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）種類：「物品の販売」、地域：「東北地域」、営業品目：「213燃料類」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 仕様書記載官署住所から概ね半径3.0km以内に給油施設（ただしセルフ給油方式の給油施設は不可）を有すること。

(6) 発注者の指定する方法で入札説明書等の交付を受けていること。

3 入札の方法

(1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

4 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所並びに問合せ先

〒015-0885

秋田県由利本荘市水林 439

由利森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 0184-22-1076

(2) 入札説明書等の交付期限

公告日より令和7年3月12日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）。9時00分から16時00分（ただし、12時00分から13時00分を除く。）の間交付する。

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4の（1）にて入札説明書等の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記4（1）に申し出ること。

5 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明資料に示すところにより、全省庁統一資格審査結果通知書（写し）及び、特質を有する物品の納入もしくは役務の提供が可能であると認められる証明書類（履行証明書等）を令和7年3月11日12時00分（正午）までに提出しなければならない。

また、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和7年3月12日17時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア) 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ) 紙入札方式により参加する場合

上記4（1）の場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 入札書の提出・開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア) 電子調達システムにより参加する場合

1号、2号物件

令和7年3月13日（木）9時00分から令和7年3月14日（金）10時00分まで

イ) 紙入札方式により参加する場合

1号、2号物件

令和7年3月14日（金）9時45分から10時00分まで

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る）による入札の期限については、令和7年3月13日17時00分までとし、再入札には参加できない。郵送先については、上記4（1）とし、入札書の日付は令和7年3月14日とする。

(2) 開札の場所及び日時

由利森林管理署入札室

1号、2号物件

令和7年3月14日（金）10時00分

7 その他

- (1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札書の無効
入札説明書による。
- (4) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲
内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要。
- (6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として
行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注
者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (7) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変
更する場合がある。
- (8) 詳細は入札説明書等による。
- (9) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書（案）を熟読し、競争契約入
札心得を遵守すること。

本公告に係る役務契約約款及び競争契約入札心得については、こちらからダウンロ
ードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL:

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の
公布日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保
持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、
第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するな
どの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

別紙1

仕様書(油類契約内訳書)

調達物品の品名・品質規格・予定数量は下記のとおりとする。

入札番号 第1号

物件名 油類単価供給(由利森林管理署)

品名	品質・規格	予定数量	単位	基点となる官署住所	特記事項
レギュラー ガソリン	JIS K 2202 2号	6,000	リットル	由利森林管理署 秋田県由利本荘市水林439	給油時に下記項目の簡易な点検を実施。 ・タイヤ(摩耗・傷・亀裂・空気圧等) ・バッテリー(液量等) ・エンジンオイル ・ブレーキ液(油量・汚れ等) ・ラジエータ(液量等) ・ウォッシュャー液(液量等) ・ワイパーブレード(亀裂・損傷等)
灯油	JIS K 2203 1号	4,000	リットル		

- 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」営業品目「213:燃料類」において「A、B、C、D」の等級に格付けされた「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。
- 油種の規格は、適法な規格(JIS)のものであること。
- 由利森林管理署(1号)から半径3.0km圏内に、自前もしくは下請け等の提携先の給油施設を有する石油販売事業者であること。
下請け等の提携先の給油施設での供給をおこなう場合は、事前に内容を証明し承認を得ること。
- ガソリン・軽油の給油方法は、事業者所有の給油施設において車両へ供給する店頭渡しによるものとする。
- 灯油にあっては、官署等に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

別紙2

仕様書(油類契約内訳書)

調達物品の品名・品質規格・予定数量は下記のとおりとする。

入札番号 第2号

物件名 油類単価供給(矢島森林事務所)

品名	品質・規格	予定数量	単位	基点となる官署住所	特記事項
レギュラー ガソリン	JIS K 2202 2号	1,000	リットル	矢島森林事務所 秋田県由利本荘市矢島町 立石字長泥71-1	給油時に下記項目の簡易な点検を実施。 ・タイヤ(摩耗・傷・亀裂・空気圧等) ・バッテリー(液量等) ・エンジンオイル ・ブレーキ液(油量・汚れ等) ・ラジエータ(液量等) ・ウォッシュャー液(液量等) ・ワイパーブレード(亀裂・損傷等)
灯油	JIS K 2203 1号	500	リットル		

- 1 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」営業品目「213:燃料類」において「A、B、C、D」の等級に格付けされた「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。
- 2 油種の規格は、適法な規格(JIS)のものであること。
- 3 矢島森林事務所(2号)から半径3.0km圏内に、自前もしくは下請け等の提携先の給油施設を有する石油販売事業者であること。
下請け等の提携先の給油施設での供給をおこなう場合は、事前に内容を証明し承認を得ること。
- 4 ガソリン・軽油の給油方法は、事業者所有の給油施設において車両へ供給する店頭渡しによるものとする。
- 5 灯油にあつては、官署等に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。